

《資 料》

ブッチャーズ・ユニオンと北米日本人会の
往復書簡

黒 川 勝 利

【解 説】

(1) 19世紀末から20世紀初頭にかけて、合衆国の労働団体はごく少数の例外を除いて日系人移民を排斥し、また日系人労働者を組織化の対象にはしなかった。ワシントン州シアトル市においても、当時の排日運動の中心勢力は労働団体に他ならなかった⁽¹⁾。

しかしながら、1919年2月のゼネラル・ストライキの際の日系人社会の行動は、シアトルの労働運動関係者の日系人問題に対する見方を大きく変化させた。2月5日、シアトル中央労働評議会の機関紙である『シアトル・ユニオン・レコード』は、論説の中で、「ストライキの興奮のさなかではあるが、しばし手を休めて日本人理髪師およびレストラン労働者の行動に注目しよう。彼らは、自分たちの組合において、ゼネラル・ストライキに参加することを決定した。ここシアトルにおけるストライキは、わが国におけるこれまでにない国際主義のデモンストレーションの機会となりつつある」、「日本人はこれまで労働運動のその他の部分から参加を拒否されつづけてきて、彼ら自身の発意によってストライキに参加したのであるから、このことは一層賞賛に値する」と述べた⁽²⁾。そして2月7日に開かれたゼネラル・ストライキ委員会は、日本人労働者の代表を、投票権は認めないという条件つきではあったが、委員会に招請することを決議したのである⁽³⁾。

さらに、日本人労働者の代表も出席していた2月11日のゼネラル・ストライキ委員会では、ボイラー製造工組合のフレッド・ネルソン、守衛組合のジョン・P・ランキン、造船業労働者組合のF・B・クリフォード、洗濯業労働者組合のJ・B・シュタッツ、大工組合のジョン・A・ネルソンおよび事務職組合のジョン・F・ケネディの連名で、「白人、日本人、および黒人の労働者および農民の会議」を開いて一つの協定を結ぼうという決議が提案された。その理由の一つとして彼らは、「ゼネラル・ストライキの成果の一つは、白人の兄弟および姉妹たちとともに、日本人および若干の黒人を含む労働者がストライキに参加し、労働者の団結が明確に示されたことであった」という事実を挙げている⁽⁴⁾。

このような変化にはなお限界があった。しかしながらゼネラル・ストライキを契機として、シアトル労働運動の日系人労働者に対する対応が、排斥と差別から交流と連帯の方向に大きく傾斜したという事実には疑う余地がない。

(2) 一方、シアトルの日系人団体の側でもこの機を捉えて排日運動の緩和を図ろうとする努力を惜しまなかった。たとえば、1923年の第10回太平洋沿岸日本人協議会において、シアトルに本部をおく米国西北部連絡日本人会は、協議会加盟の各日本人会は「其管内に於ける日本人各種組合に其の地方の米国人及加奈陀の各種組合に提携し利害を共にして親善を計るべく懇懇する」とともに、「之に関する成績は毎年協議会に於て報告する」という提案を行い、全会一致で可決させた。そしてその翌年の協議会でさっそく、「昨年はグロサリー業者に米人の同種組合と提携するよう懇懇し目下同組合と協議中なり鉄道及製材所就働者に米国ユニオンに加入する様に勧誘する事となり居れり昨年報告せし如く既に連絡し居る組合は理髪業、洗濯業、加盟し居るはダイオーク、靴工業、ブッチャー合同創立せしもの野菜シッパー組合なり」という報告を行っている⁽⁵⁾。

(3) ここで紹介する4通の書簡は、そのような白人労働団体、日系人団体双方の変化と努力を反映したものであり、日系人労働者が実際にどのような経過を経て白人主体の労働団体に加入し、あるいはそれとの連携を深めていったかを明らかにしている。

第1の書簡は、北米食肉切断工屠殺労働者合同組合（以下ブッチャーズ・ユニオンと略す）ローカル81 Amalgamated Meat Cutters and Butcher Workmen of North America, Local Union No.81 のビジネス・エイジェントである J.S.Hofmann から北米日本人会 The Japanese Association of North America に送られたものであり、シアトル市内の食肉店および魚店の組織化のために日本人会の協力を要請したものである。なおレターヘッドから、ローカル81がシアトルの多くのローカル・ユニオン同様に中央労働評議会に加入していること、その本部を労働会館 Labor Temple においていることが知られる。一方、北米日本人会というのは、「北米」と名乗ってはいるが、合衆国全体の日系人を代表するものではない。タコマ日本人会、インランド・エムパイヤ日本人会、ヤキマ日本人会などとともに、先にあげた米国西北部連絡日本人会を構成する15の日本人会の一つであり、実質的にはシアトル日本人会と呼んだ方が適切な団体である。

第2の書簡は第1の書簡に対する北米日本人会の返事であり、第3の書簡はこれに答えて再度ブッチャーズ・ユニオンから北米日本人会に送られたものである。

第4の書簡は、上記の3書簡とは異なり日本語で書かれている。これはブッチャーズ・ユニオンの日本人支部から北米日本人会への日本語の書簡である。これによって我々は、日本人食肉店がブッチャーズ・ユニオンによる組織化を受け入れたこと、しかし魚店は少なくとも当面は組織化されなかったという事実を知ることができる。

(4) この資料の出所は Japanese Association of North America Papers,

Manuscript Collection of The University of Washington, Accession No. 1235-2 である。第 1, 第 3, 第 4 の書簡は Box 1, Folder 3 に, 第 4 の書簡は Box 2, Folder 2 に含まれていた。現在ではこの文書のほとんどがマイクロフィルム化され, 日本からも入手可能になっている。なお, 文書の閲覧について The University of Washington Library, Manuscript Division の Ms. Janet Ness に特にお世話になった。ここでお礼を申し上げたい。

(5) 北米日本人会による第 2 の書簡は明解, かつ文法的にもきちんとした英文である。しかし, ブッチャーズ・ユニオンのビジネス・エイジェントによって執筆された第 1 および第 3 の書簡は, 誤字, 句読点の誤り, 文法上の疑問, さらにはタイプライターの 2 重打ちがかなり見受けられた。そのため, 若干の箇所を私の判断に従って修正し, 意識し, また文章の体裁も若干変更せざるを得なかった。

【書 簡 1】

ワシントン州シアトル 1921年 4 月15日

北米日本人会御中

拝啓

1921年 3 月15日, シアトル及び周辺地区のブッチャーズ・ユニオン, ローカル 8 1 (The Butchers Union, #81) は, 私にビジネス・エイジェントかつ代表として, シアトル市の日本人食肉店及び魚店を組織するように命令しました。

その時から私は, この重要な問題についてイトー氏⁽⁶⁾及びヤマガタ氏⁽⁷⁾と数回の会合を持ちました。そして現在私は, この先に述べた日本人食料品店の組織化問題について貴会の協力を求めています。私はこの問題が, 私が代表する人々にとってのみならず, 日本人にとっても非常に重要なものである

と考えています。

貴会がこのことを明確に理解して、我々のこの重要な作業を援助してくれることを望みます。

手間取ると我々の善意はくつがえされることになるかも知れません。

敬具

J. S. ホフマン

ローカル81⁽⁸⁾ ビジネス・エイジェント

ワシントン州シアトル

【書簡2】

ワシントン州シアトル 1921年4月25日

J. S. ホフマン殿

ビジネス・エイジェント兼財務書記

北米食肉切断工屠殺労働者合同組合ローカル81

ホフマン殿

貴殿と二人の紳士が労働会館から来られて当市の日本人食肉店および魚店主に話をされ、貴殿が代表しておられる組合に加入するよう勧誘された最近の会合、その会合には私自身を含む北米日本人会の役員も出席の榮を賜っていたのですが、その後日本人食肉店および魚店経営者たちは、貴ローカル81への加盟について貴団体と交渉するための代表として、5人から成る委員会を選出いたしました。

委員会は4月21日に会議を開き、22日に私に対して貴殿に以下のような質問を伝えるよう通知してきました。すなわち、

1. 日本人食肉および魚店経営者たちは、もし組合に加入した場合、近隣の非組合店の不公正かつ無思慮な競争に対して、アメリカ労働総同盟とローカル81からいかなる保証を期待することができるのか。
2. 日本人は、組合の憲章と付則によって与えられた権利と特権を損なうことなしにローカル81の第2支部（Branch No. 2 of Local #81）と呼ばれるであろう分離した団体を形成しても差し支えないのか。

委員会の通告に鑑みて私は、もし上記の疑問に積極的な保証が与えられるならば、当市および周辺の町の全日本人食肉店および魚店労働者は組合に加入することになると確信しております。

早期にご返事を頂けるならば大変感謝いたします。というのは彼らを、あなたが希望しているように、現在シカゴで開かれている北米食肉切断工屠殺労働者合同組合の執行委員会の散会の前に組合に加入させるには、あまり時間が残されていないからです。

敬具

【書 簡 3】

ワシントン州シアトル 1921年4月26日

G. S. ホリウチ殿

拝啓

ご質問に対する回答として私は、4月19—21日に持った会合で述べたことを繰り返すことしかできません。あなたたちが義務を⁽⁹⁾引き受けて我が組

合の完全なメンバーとなるとともに、我々はそれを歓迎し、他のメンバーと同一の権利と特権を与えるでしょう、そして不公正な食肉店および魚店については、我々自身を守るためにこれらと戦わねばならないでしょう、そして自分の店の組織化を望まないアメリカ人、あるいはいかなる国民も、組織労働の保護を受ける権利はなく、我々は全力を挙げて彼と戦うことでしょう。

私はローカル81の第2支部を結成しようと考えています。質問の2番に対する明確な答えはイエスであります。

日本人たちを承認するのが適切であると考えているアメリカで唯一の組合、ローカル81の第2支部を結成⁽¹⁰⁾するために、みなさんが水曜日の夜8時に労働会館に来られることを望みます。

敬具

J. S. ホフマン ビジネス・エイジェント兼財務書記
ローカル81

【書簡 4】

先般米人と同胞の福利増進を計らんがため多大の犠牲を忍びブッチャーズユニオンに加入し宣誓の條目を守りつゝあるに一方日本人魚店経営者は夜拾時前後に至る迄開店するのみならず日曜日をも尚ほ営業しつゝあり之は米人正業者の営業を阻害するのみならず米国の法律風習に違反する處あって存すれば即ち米人の排日対応策の一半として且つは同胞の福利増進のため吾人同様労働組合に加入せられん事を数回に亘り勧誘せしも多くの魚店営業者は更に誠意ある態度を示さず遂に止むなくして吾人は其の頑迷なる破壊的言動を沙港中央労働會議に報告し根本的処置をとらしめんと欲するものあり然れども事同胞間の問題なれば一応貴会の調停を得度希望に就き右報告に及び候間何分の協和策を講ぜられんことを願上候

五月卅日

ブッチャースユニオン日本人支部

北米日本人会御中

注

- (1) 拙稿「第一次大戦前のシアトル労働運動と日系人問題」(『岡山大学経済学会雑誌』第23巻第4号, 1992年), 参照。
- (2) *The Seattle Union Record*, February 5, 1919.
- (3) 最初の提案では, 発言権, 投票権が認められるはずであった。しかし議論の結果修正されたのである。“Moved by Staner, seconded by Hursch, that a committee of three be appointed to visit the Japanese and request of them to send delegates to General Strike Committee to have a voice and vote. Amended by Frazier of Carpenters, seconded by Weisinger of Electrical No. 46, that we strike out the words delegates with voice and vote, and that committee confer with Japanese and report back. Amendment to amendment by Carleon, seconded by Blomington, that committee call on Japanese and offer them seat with no vote. Amendment to amendment carried.” *Minutes of Meetings of General Strike Committee and its Executive Committee at Seattle, Washington*, February 2-16, 1919 (Harry E. B. Ault Papers, Manuscript Collection of The University of Washington, Pt. 2 Box 5), p. 6.
- (4) *Ibid.*, pp. 12-13. なおこの決議は中央労働評議会に送付された。Cf. *Proceedings of the Central Labor Council of Seattle and Vicinity*, April 3, 1915 to March 25, 1921 (Central Labor Council, King County Papers, Manuscript Collection of The University of Washington, Box 15), p. 379.
- (5) 『太平洋沿岸日本人協議会議事録』(Japanese American Research Project Collection, Box 728(Oversize No. 81) University of California at Los Angeles), 第10回(大正12年), 第11回(大正13年), 参照。なお第10回協議会において, 在米日本人会(サンフランシスコに本部をおく)の代表はこの提案に関して, 次のように述べている。「桑港に於て労働組合米人洗濯業組合の如きは排亜協会のメンバーなれば之と提携することは絶対に不可能なり」。シアトルとサンフランシスコの状況の相違が窺われる。
- (6) おそらく伊東忠三郎であろう。
- (7) おそらく山縣繁三であろう。
- (8) 原文の“Local 381”を“Local #81”のミスと判断した。
- (9) 原文の“obliation”を“obligation”のミスと判断した。
- (10) 原文の“foration”を“formation”のミスと判断した。